



# やまだ 民児協だより

〈第11号〉

発行者 草津市山田学区民生委員児童委員協議会

## 手づくりの遊びで交流

主任児童委員 中島民恵

新聞紙や風船で遊ぼう——って、

何するのかな？興味津々、一年生から六年生までの子ども達が公民館に集まって来ました。冬休みに入ったばかりの土曜日。『山田のひろば』で、私達民生委員と子ども達が遊ぶ日です。

いつもはゲーム機を相手に遊んでいるであろう小学生達に、のびのびと体を使いながら他の人とも交流できる遊びを、と、新聞紙や

風船、カレンダー再利用のジグソーパズルを使った遊びを計画しました。

広げた新聞紙に乗り、ジャンケンで負けたら半分に折ります。負けると乗る面積が小さくなっている。大人も子どもも真剣になります。体の大きさや年齢に関係なく遊べるゲームです。年上のお兄ちゃんに勝って

「やったーっ」と、得意満面の一年生。

「すごいなあ。ジャンケン強いな。」の賞賛に、ますます顔がほころびます。

風船を使うゲームでも、一つの風船にみんなの視線が集中、汗だくになりながら風船を追いかけます。

子ども達の笑顔や歓声は、周りの大人をも幸せな気分にかけてくれます。テレビやゲームに依存しない、手づくりの子育ての大切さを改めて感じました。

### 民生委員・児童委員発

### 災害時 一人も見逃さない運動

### 『災害緊急時の 支援事業』

会長 三戸清利

今日、琵琶湖西岸断層帯を中心に大規模地震災害の発生する可能性の高いことが予想されています。

東岸域在住の住民としても、予想される災害に対する出来る限りの備えをしておかねばなりません。

仮に、災害が発生した場合、被害が最小限にして、支援活動の迅速かつ有効に実施されることが重要な課題となります。

山田学区民生・児童委員は、高齢者・在宅寝たきりや、重度障害の方など、災害緊急時に支援対象となる弱者の方々の確に把握しておき、避難・支援活動が円滑に進められるよう『災害緊急時の支援対象者見取図』を作成しました。

資料の使用目的は、緊急時の支援活動のために、必要とする行政関係機関に提供することです。また、学区民児協が資料を厳重に保管管理しております。



作成された見取図



子どもと家庭のための手当や助成

り親家庭のために	障がいのある子どものために	子どものために
<p>母子家庭・父子家庭医療費助成</p> <p>児童扶養手当</p> <p>紙おむつ購入費助成</p> <p>児童福祉年金</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>心身障害児医療費助成</p> <p>特別児童扶養手当</p> <p>医療手帳</p> <p>身体障害者手帳</p>	<p>乳幼児医療費助成</p> <p>児童手当</p> <p>身体障害者手帳</p> <p>医療手帳</p> <p>特別児童扶養手当</p> <p>心身障害児医療費助成</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>児童福祉年金</p> <p>紙おむつ購入費助成</p>	<p>乳幼児医療費助成</p> <p>児童手当</p> <p>身体障害者手帳</p> <p>医療手帳</p> <p>特別児童扶養手当</p> <p>心身障害児医療費助成</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>児童福祉年金</p> <p>紙おむつ購入費助成</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子家庭の児童が小・中学校に入学する時、及び中</li> <li>・18歳未満の人を扶養する配偶者のいない母(父)等とその子を対象に、保険適用医療費の一部負担金についての助成制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のため日常生活の活動が著しく制限された20歳未満の在宅重度障害児に対しての手当</li> <li>・交通遺児(18歳未満)もしくは、中程度以上の障害を持つ児童(20歳未満)の父又は母は、もしくはは父母に代わり児童を監護している人に対して支給</li> <li>・障害のため在宅で常時、紙おむつの必要な重度障害児(者)に対して紙おむつの購入費の一部を助成</li> <li>・父のいない家庭や父が一定の障害の状態にある家庭の児童を監護している母、又は母に代わって養育している人に対して支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校第6学年修了前のお子さんを養育している人を対象に、児童手当の制度</li> <li>・0歳児～未就学のお子さん。保険適用医療費の一部負担金についての助成制度</li> <li>・身体に障害のある人が障害者福祉サービスを受けるための基本として交付</li> <li>・知的障害のある人に一貫した指導・相談を行い、いろいろな援助措置を受けるための基本として交付</li> <li>・20歳未満の精神又は身体に中程度以上の障害のある児童を養育する人</li> <li>・心身に障害のある人。保険適用医療費の自己負担についての助成制度</li> </ul>

# 児童福祉施策

知っておきたい

## 児童憲章 前文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。



地域子育て支援  
「たんぽぽ」

毎週木曜日 10:00~12:00  
すぎのこ保育園 (☎563-7200)  
未就園児



子育てサロン  
「すくすくランド」

時間/毎週月曜日 10:00~12:00  
場所/山田公民館 (☎562-0044)  
対象者/0歳児~未就園児



# 子育て窓口相談

## 児童相談 女性相談

●滋賀県中央子ども家庭  
相談センター  
草津市笠山7丁目4-45  
TEL562-1121

## 児童・母子・父子福祉相談

●草津市役所健康福祉部  
子育て支援課  
TEL561-2364

## いじめ・不登校・虐待・非行 育児相談

- 草津市役所健康福祉部  
家庭 児童相談室  
TEL561-2460
- 児童虐待ホットライン  
TEL562-8996
- 青少年・子ども電話総合相談室  
TEL516-2255

参考資料ノ・くさつ子育てガイドブック ともに育つ子どもとおとなのためにー 草津市地域子育て支援センター 編集  
・平成18年度 草津市「福祉のあらまし」 草津市健康福祉部 編集 より抜粋

毎日の子育てへの支援						
7	ファミリーサポートセンター	7 ファミリーサポートセンター	6	療育教室 (児童デイサービス事業 ＝湖の子教室)	6 療育教室 (児童デイサービス事業 ＝湖の子教室)	6 療育教室 (児童デイサービス事業 ＝湖の子教室)
5	一時保育	5 一時保育	4	離乳食作り	4 離乳食作り	4 離乳食作り
3	サークル・サロン	3 サークル・サロン	3	子育てサロン設置事業	3 子育てサロン設置事業	3 子育てサロン設置事業
2	児童館	2 児童館	2	児童館	2 児童館	2 児童館
1	地域子育て支援センター	1 地域子育て支援センター	1	地域子育て支援センター	1 地域子育て支援センター	1 地域子育て支援センター
ひと	母子福祉資金・援護資金の貸付	ひと 母子福祉資金・援護資金の貸付	ひと	母子福祉資金・援護資金の貸付	ひと 母子福祉資金・援護資金の貸付	ひと 母子福祉資金・援護資金の貸付

・学校の卒業する時に支給  
・母子家庭の経済的自立を図るため事業開始・就学等に必要  
な資金の貸付  
・子育てについての相談・情報 提供、親子が集う場及び遊び  
の提供など、地域の子育て家庭を支援  
・親子で行ける子育てサロンやサークルが市内の公民館や各  
施設で関係  
・開内会が町内の集会所・会議所又は、民館建物を使用して  
設ける子育てサロンに必要な経費に対し、交付金を交付  
・草津市健康推進委員が市内の公民館や保健センターで実施  
・就労形態の 様化 に伴う一時的な保育や保護者の傷病等に  
よる緊急時の保育など一時的な保育  
・障害又はその疑いのある子どもが、保護者にと にも通園す  
ることを通して、子どもに発達や生活の基本的な力を培う  
とともに、家庭で養育を支援  
・育児の助成を受けた者や援助を行いたい者が会員となり  
育児を支援して、仕事と育児の両立を図る



### 「こんにちは 幼稚園」

時 間 / 年12回 10:00~11:30  
場 所 / 山田幼稚園 (☎562-1340)  
対 象 者 / 在宅の3歳の幼児とその保護者  
3歳以下の幼児に園庭開放



### 児童育成クラブ 「のびっ子」山田

時 間 / 月～金曜日 放課後～17:30 (時間延長あり)  
春・夏休み 8:30～17:30 (時間延長あり)  
場 所 / ☎561-6653  
対 象 者 / おおむね小学校1～3年生

時 間 /  
場 所 /  
対 象 者 /





学区民児協では、児童が下校する際の通学路の安全確保の一翼を担うため昨年9月に「山田安全みとどけ隊」を編成しました。学区内の主要箇所を毎週集団下校前に巡回し、安全をみとどけ、日誌に記録をして、下校開始前の学校に当日の日誌と確認状況を報告しています。この事業を通して先生方との信頼関係を深め、共に児童が安心をして通学できる環境づくりに頑張りたいと思います。

**下校時の  
安全確保支援事業**  
(巡回)  
清水 善之

**部会**

**障害者部**

藤井 光雄

**「障害者手帳」返還について**

障害者部会を担当しています。学区全体の人口は八五〇〇人で、内身体障害者三六五人、知的障害者八二人（十八年五月調査）を把握しております。新年度改めて名簿の整理をしますが、死亡、転入出とかなり異動があると思われると思います。皆様にお願ひしたいのは、死亡・転出など、異動が生じたときには、「障害者手帳」を市役所一階福祉事務所障害者自立支援課まで必ず返還して下さい。

よろしくお願ひ致します。



身体・精神障害者スポーツ大会開会式の様子（県立体育館）

**地域福祉部**

三澤佐代子

昨年、民生児童委員のための地域福祉マップを作成しました。高齢者、児童、障害、医療、防犯・防災、公共



**活動**

等に区分し、一目で分かる様一冊にまとめ、地域の皆様からの問い合わせに迅速な対応ができる様、活用していきたいと思ひます。

**研修部**

堀井勢津子

研修部は市民児協の研修委員を兼務しており、主に市・学区共県外研修の企画・立案に携わっています。昨年度は市全体の研修で、愛知県の日本福祉大学に出向き、福祉について聴講を致しました。



**梅樹部**

木村 政信

暖かい日が続き、すでに紅白の花つぼみが色づきはじめ、ほんのりと香りを漂わせています。満開となる日も近く、梅花は訪れる人たちを和ませてくれることでしょう。大きな実をつけられるのが楽しみです。



**編集後記**

この冬は暖冬、梅に続き桜の花便りも後を追って聞こえてきそうです。

「やまだ民児協だより」十一号は、児童福祉特集号としました。毎日、児童虐待・いじめ・子どもの自殺といった悲惨な報道が絶えません。私たち大人は、将来を担う子ども達が、心身ともに健全に育つよう家庭、そして地域で見守ってゆかなければなりません。

今年度は、民生委員制度創設九十周年事業として全国一斉に「民生委員・児童委員発、災害時 一人も見逃さない運動」が展開されています。山田学区民児協もこの取り組みを一面に掲載させていただきました。

又、新規事業、「学童の下校時の安全確保支援事業」(四面)も限られた紙面での掲載となり意向が読者の皆様に十分伝えられなかったのでは……と不安が残ります。(みのる子記)

**秘密は守られます。**

福祉に関するご相談は、お近くの民生委員・児童委員に!